

改定後		改定前	
<p>現場説明書 特記事項 1</p> <p>令和5年10月10日以降調達公告適用</p>		<p>現場説明書 特記事項 1</p> <p>令和5年8月21日以降調達公告適用</p>	
「仕様書」から「安全対策」 略		「仕様書」から「安全対策」 略	
<p>特記事項 2 略</p> <p>特記事項 3 略</p>		<p>特記事項 2 略</p> <p>特記事項 3 略</p>	
<p>現場説明書 特記事項 4</p>		<p>現場説明書 特記事項 4</p>	
「建設副産物の使用」 略		「建設副産物の使用」 略	
工事用道路	<p>①（農地の一時転用について）</p> <p>本工事を施工するために必要な仮設道路等を農地に設置する目的で、受注者が農地を借地する場合は、事前に所轄農業委員会と協議を行い、農地法第5条第1項に基づく農地一時転用の許可を得ること。</p> <p>【令和5年4月1日時点で、前工事等の請負業者が一時転用している農地を継続して利用する場合は、以下も記載する。（該当がなければ記載を削除）】</p> <p>受注者は、前工事等の請負業者が農地一時転用している農地を継続して利用する場合、速やかに変更報告書を作成の上、所轄農業委員会へ提出し、工事完了後はその旨を連絡すること。</p> <p>②（農地の賃貸借）</p> <p>ア _____の用途に使用するため、_____市・町・村 _____番地を賃貸借すること。</p> <p>イ 土地賃貸借契約書に「鳥取県との建設工事請負契約に基づき、土地の貸借権は鳥取県が有することとし、原状復旧の責は鳥取県が負い、受注者がその任に当たるものとする。」を明記すること。</p> <p>ウ 賃貸人に賃貸借料を支払うこと。</p> <p>エ 工事完了後、速やかに農地の原状に復旧すること。</p> <p>オ イにより契約した地番における、農地一時転用許可は不要である。</p>	工事用道路	<p>①（農地の一時転用について）</p> <p>本工事を施工するために必要な仮設道路等を農地に設置する目的で、受注者が農地を借地する場合は、事前に所轄農業委員会と協議を行い、農地法第5条第1項に基づく農地一時転用の許可を得ること。</p> <p>【令和5年4月1日時点で、前工事等の請負業者が一時転用している農地を継続して利用する場合は、以下も記載する。（該当がなければ記載を削除）】</p> <p>受注者は、前工事等の請負業者が農地一時転用している農地を継続して利用する場合、速やかに変更報告書を作成の上、所轄農業委員会へ提出し、工事完了後はその旨を連絡すること。</p>
その他	①から② 略	その他	①から② 略
特記事項 5 から特記事項 6 略		特記事項 5 から特記事項 6 略	
<p>現場説明書 特記事項 7</p>		<p>現場説明書 特記事項 7</p>	
その他	<p>⑯から⑳ 略</p> <p>㉑（施工管理システム）</p> <p>本工事は、施工管理システムの利用可能工事（試行）である。施工管理システムの利用を希望する場合は、事前に監督員と協議を行うこと。なお、利用に関するアンケート調査に協力すること。対象とする施工管理システムは以下のホームページに掲載されたものである。</p> <p>https://www.pref.tottori.lg.jp/310672.htm</p>	その他	⑯から⑳ 略